

## 科学研究費助成事業等の不正受給に関する調査結果について

### 1. 経緯・概要

令和5年11月14日に愛知学院大学から東海国立大学機構に対して、名古屋大学大学院医学系研究科元准教授で愛知学院大学薬学部元教授（以下「調査対象者」という。）による科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）申請時の研究計画調書への業績虚偽記載による科研費の不正受給等の不正が判明した旨の報告があった。

このため、本機構において、調査対象者が名古屋大学在職中に行った科研費申請時の研究計画調書に記載された研究業績（雑誌論文）について、論文情報検索ツールPubMedやGoogle Scholar等により確認したところ、存在が確認できないものがあった。

これを受けて、令和5年12月13日に機構長から調査実施の方針が示されたため、「科学研究費助成事業等の不正受給に関する調査委員会の設置について」（令和6年1月17日東海国立大学機構長決定。以下「要項」という。）に基づき調査委員会を設置し、調査を実施することとした。

なお、本調査にあたっては、東海国立大学機構における研究費等の不正使用防止に関する規程（令和2年度機構規程第80号）を準用するが、調査委員会については、調査事項に適した委員構成とするため、別途要項を制定した。

### 2. 調査

#### (1) 調査体制

##### 【調査委員会の構成】

委員長	中東 正文	東海国立大学機構	監査室長・法務室長	(令和6年3月31日まで)
委員長	矢野 昌浩	東海国立大学機構	監査室長・法務室長	(令和6年4月1日から)
委員	安池 修之	愛知学院大学	薬学部長	
委員	津田 誠	東海国立大学機構	監査室 監査担当課長	
委員	南谷 直毅	南谷法律事務所	弁護士	
委員	澤田 誠	名古屋大学	環境医学研究所 教授	(令和6年4月1日から名誉教授)

#### (2) 調査内容

##### 1) 調査期間

令和6年2月16日（金）～令和6年5月10日（金）

##### 2) 調査対象者

武井 佳史

名古屋大学 大学院医学系研究科 准教授（在職期間：平成15年4月1日～平成28年3月31日）

愛知学院大学 薬学部 教授（在職期間：平成28年4月1日～令和5年4月30日）

##### 3) 調査対象研究費

調査対象者が配分を受けた競争的研究費等のうち、平成25年度から平成27年度までの申請分で、研究代表者として採択された科研費、名古屋大学科研費挑戦セーフティネットにより支給を受けた助成金、その他研究代表者として採択された競争的研究費等の申請書類に研究業績の記載があるもの。

なお、競争的研究費等の申請書類は、保存期間を10年間としているため、平成25年度から名古屋大学に在職していた平成27年度までの申請分を調査対象とした。

※名古屋大学科研費挑戦セーフティネット

研究期間最終年度となる基盤研究 (B) 以下の科研費を受給している者が、次年度分の科研費公募において、研究期間最終年度となる研究課題の研究種目よりも上位の研究種目 (基盤研究 (A) 以下に限る。) に申請し、不採択となった場合で、審査結果の開示において A 評価を受けた者に対して、助成金を支給する制度

(3) 調査方法

予備調査においては、調査対象者が名古屋大学在職中に行った科研費申請時の研究計画調書に記載された研究業績 (雑誌論文) について、論文情報検索ツール PubMed や Google Scholar 等により、存在の有無及び共著者の改変等がないか確認し、さらには論文本体を学術雑誌ホームページにより確認した。

調査委員会による調査においては、予備調査により疑義が生じた論文の一覧表を作成し、調査対象者に対して、予備調査結果の事実確認 (書面調査) を実施した。また、調査対象者からの回答に対する調査委員会の見解をまとめ、調査対象者に対して、その見解についての意見聴取 (書面調査) を実施した。

3. 調査結果

(1) 不正等の種別

- 1) 科研費申請時の研究計画書への業績虚偽記載による科研費の不正受給
- 2) 科研費申請時の研究計画書への業績虚偽記載による名古屋大学科研費挑戦セーフティネットの助成金の不正受給

(2) 不正等に関与した研究者

武井 佳史

名古屋大学 大学院医学系研究科 准教授 (在職期間: 平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日)

愛知学院大学 薬学部 教授 (在職期間: 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 4 月 30 日)

(3) 不正に受給した研究費

資金の種別	不正受給額	不正受給した年度	不正に関与した研究者数
1) 科研費 <sup>※1</sup>  (科研費合計: 3,770,000 円)	1,300,000 円	平成 27 年度	1 人
	1,300,000 円	平成 28 年度	1 人
	1,170,000 円	平成 29 年度	1 人
2) 名古屋大学科研費挑戦セーフティネット助成金 (学内予算)	950,000 円	平成 27 年度	1 人
合 計	4,720,000 円		1 人 (実人数 <sup>※2</sup> )

※1 平成 28 年度及び平成 29 年度の科研費の執行は、愛知学院大学において行った。

※2 公的研究費に係る不正に関与した実人数

(4) 不正等の具体的な内容及び動機・背景

- 1) 科研費申請時の研究計画書への業績虚偽記載による科研費の不正受給

平成 27 年度 挑戦的萌芽研究 研究計画調書に記載した論文 15 編のうち、6 編の存在しない架空論文を意図的に記載し、3 年間で 3,770,000 円の科研費を不正に受給した。

6編の存在しない架空論文の内容は次のとおり。

- ・1編は、申請時には審査中でその後不採択となった論文を記載した。
- ・4編は、他人の論文に共著者として調査対象者の氏名を挿入した。
- ・1編は、申請時にはアクセプトされていない連携研究者の論文を記載した。

## 2) 科研費申請時の研究計画書への業績虚偽記載による名古屋大学科研費挑戦セーフティネットの助成金の不正受給

平成27年度 基盤研究 (B) 研究計画調書に記載した論文35編のうち、3編の存在しない架空論文を意図的に記載し、科研費を不正に受給しようとしたが、結果は不採択 (審査結果: A評価) であった。そのため、A評価を受けたことにより申請要件を満たすこととなった名古屋大学科研費挑戦セーフティネットに申請し、助成金950,000円を不正に受給した。

3編の存在しない架空論文の内容は次のとおり。

- ・1編は、採択の連絡はあったが、論文掲載料の支払いのトラブルにより掲載されなかった論文を記載した。
- ・1編は、申請時には審査中でその後不採択となった論文を記載した。
- ・1編は、申請時にはアクセプトされていない論文を記載した。

動機・背景としては、平成25年度 新学術領域研究 (研究領域提案型) に申請したものの不採択となったこと、採択されていた基盤研究 (C) の研究期間が平成26年度で終了すること、また、大学が大型研究費の獲得を促進していたことなどにより、研究費の獲得に向けて過度にプレッシャーを感じ、いずれの場合も科研費の受給を目的として、業績の虚偽記載を行ったものと考えられる。

なお、名古屋大学で使用了平成27年度の科研費及び助成金の使用状況については、保存期間の満了により証憑書類等を廃棄済みのため、確認することができなかった。愛知学院大学で使用了平成28年度及び平成29年度の科研費の使用状況については、差引簿及び証憑書類を精査した結果、私的流用や不正使用が疑われるような証拠は見つからなかった。

## (5) 機関としての結論と判断理由

### 1) 科研費申請時の研究計画書への業績虚偽記載による科研費の不正受給

調査対象者が平成27年度 挑戦的萌芽研究 研究計画調書に記載した論文15編のうち、インパクトファクターの高い雑誌にインプレス又は掲載されたとする2編の存在しない架空論文、他人の論文に自身の氏名を共著者として追加した4編の論文は、科研費の採択に有利に働くように意図的に虚偽記載したと認められるため、科研費を不正に受給したものと判断した。

6編の存在しない論文のうち2編は、論文がアクセプトされていないにもかかわらず、インプレス又は掲載されたものとして記載したことを調査対象者が自認しており、意図的な虚偽記載であるものと認定した。

そのほかの4編は、他人の論文に調査対象者自身の氏名を挿入し、共著者であるとの印象を操作しており、意図的な虚偽記載であるものと認定した。

### 2) 科研費申請時の研究計画書への業績虚偽記載による名古屋大学科研費挑戦セーフティネットの助成金の不正受給

調査対象者が平成27年度 基盤研究 (B) 研究計画調書に記載した論文35編のうち、インパクトファクターの高い雑誌にインプレスされたとする1編を含む3編の存在しない架空論文は、科研費の採択に有利に働くように意図的に虚偽記載したと認められ、科研費を不正に受給しようとしたが、結果は不採択 (審査結果: A評価) であった。そのため、A評価を受け

たことにより申請要件を満たすこととなった名古屋大学科研費挑戦セーフティネットに申請し、助成金を受給した。架空論文の意図的な記載は、当初は助成金を受給する目的ではなかったとしても、不正に申請した科研費の審査結果が A 評価を受けたことによって、助成金の申請が可能となったものであり、助成金を不正に受給したものと判断した。

3 編の存在しない論文については、論文がアクセプトされていないにもかかわらず、インプレス又は掲載されたものとして記載したことを調査対象者が自認しており、意図的な虚偽記載であるものと認定した。

#### 4. 不正等の発生要因と再発防止策

##### (1) 発生要因

調査対象者は、平成 25 年度新学術領域研究（研究領域提案型）に申請したものの不採択となったこと、採択されていた基盤研究（C）の研究期間が平成 26 年度で終了すること、また、大学が大型研究費の獲得を促進していたことなどにより、研究費の獲得に向けて過度にプレッシャーを感じていたものと推察されるが、本事案の発生要因は、アクセプトされていない論文であることを認識していたにもかかわらず、これらの論文を研究計画調書に記載したことからも分かる通り、調査対象者個人の研究者としての責任感及び倫理観の欠如によるところが大きいものと考えられる。

また、研究計画調書の作成に当たっては、研究代表者が責任を持って作成するものではあるが、これまでは、研究業績虚偽記載による研究費の不正受給については発生することを想定しておらず、本機構において実施してきたコンプライアンス・研究倫理教育では、研究費の不正受給の具体的な手法・事例については取り上げてこなかった。

##### (2) 再発防止策

本機構では、従前から研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するためのコンプライアンス・研究倫理教育を実施してきたところではあるが、今回の事案を受けて、次に掲げる事項を実施し、再発防止に取り組むこととする。

- 1) 今回の不正受給の概要を周知するとともに、法人の構成員が従うべき行動規範・基本方針を改めて周知徹底する。
- 2) 全教職員を受講対象者とし、毎年度実施している公的資金の使用に係る e-Learning 研修のテキストに不正受給の事案を追加する。
- 3) 競争的研究費等の申請にあたり研究業績等の虚偽記載を行わないことについて、前項の e-Learning 研修の受講時にオンラインにより誓約させる。
- 4) 毎年度実施している科研費の公募説明会において、不正受給の事案を取り上げる。
- 5) 担当部署から競争的研究費等の公募の案内を行う際に、虚偽記載を防止するための注意喚起を行う。

#### 5. その他

調査対象者の処分については検討中である。

また、不正受給であると認定した研究費は、調査対象者に返還を求める予定である。